
第4回 日吉津村議会定例会会議録（第2日）

平成28年12月6日（火曜日）

議事日程（第2号）

平成28年12月6日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第42号 日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第43号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第44号 日吉津村税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第45号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第46号 日吉津村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第6 議案第47号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）について
- 日程第7 議案第48号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第8 議案第49号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第9 議案第50号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第10 議案第51号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第52号 鳥取県町村消防防災害補償組合の解散に関する協議について
- 日程第12 議案第53号 鳥取県町村消防防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第13 議案第54号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に関する協議について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 42 号 日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 43 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 44 号 日吉津村税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 45 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 46 号 日吉津村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 6 議案第 47 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）について
- 日程第 7 議案第 48 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 8 議案第 49 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 9 議案第 50 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 10 議案第 51 号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協議について
- 日程第 11 議案第 52 号 鳥取県町村消防防災害補償組合の解散に関する協議について
- 日程第 12 議案第 53 号 鳥取県町村消防防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 13 議案第 54 号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に関する協議について

出席議員（10 名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 河 中 博 子 | 2 番 景 山 重 信 |
| 3 番 松 本 二三子 | 4 番 加 藤 修 |
| 5 番 三 島 尋 子 | 6 番 江 田 加 代 |

7番 山路 有

8番 井 藤 稔

9番 松 田 悦 郎

10番 橋 井 満 義

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 松 嶋 宏 幸 建設産業課参事 益 田 英 則
教育長 井 田 博 之 教育課長 松 尾 達 志
会計管理者 前 田 昇

午前9時00分開議

○議長（橋井 満義君） みなさん、おはようございます。本日は議案質疑の日程となっております。ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 議案第42号

○議長（橋井 満義君） まず、日程第1、議案第42号日吉津村の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑については同一議員につき同一議題について3回を限度としておりますのでご了解のもとで質疑をお願いします。質疑はありませんか。

はい、江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。なかなか頭の中がアナログから切り替わりませんで、これまでに質問しているような内容でまた質問してしまうこともあるかも知れませんが、粘り強く答弁してやって下さい

まずこの個人番号についてですけれども、非常に情報漏洩の心配があるんですけれども、この度の条例改正で第9号が10号に置き換えてあると、どこがどういうふうに変わってきたのかという点と、それから個人番号カードの申請件数は役場の方では把握できないかも知れませんが、交付件数について何件になっているかという点、それからこの度わたしたち議員も役場の方に番号を提供しました。

で、わたし広域連合の議員をしておりますので、広域連合の議会の方へも番号を提供しました。それについては、源泉徴収票の関係の事務とあと報酬の関係の事務に関わるものだというふうな説明を受けておりますけれども、このわたしたちが情報提供した番号がどこに、税の関係だと思いますけれども、どこにその番号が付けられてこの情報をどこがちゃんと管理していただくのかその辺を質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） はい、高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 江田議員の質問にお答えいたします。最初にこの9号が10号に条ずれをしたということの詳しい説明ということですのでけれども、提案説明でもしましたように、8号という条文が追加になりまして、番号法の第19条第8号というものが追加となりました。

これは個人情報保護委員会という所の規則で定めてあったものを、この番号法の条例に定めるということで追加になりましたので、もともとあった19条の第9号という条文が10号になったということでありまして、この9号の条文につきましては、地方公共団体の機関が条例で定めるところによりまして、特定個人情報を提供するということがこれは以前に村の方で条例を作らしていただきました。独自利用ということで、その条例で定めたものは情報として出してもいいよというところの条例を定めまして、その時に19条の第9号ということをやっております。それがその8号が入ったことによりまして、第10号となりましたのでこの村の条例を一部改正するものであります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員よろしいですか。

○議員（6番 江田 加代君） はい、後件数とか。

○議長（橋井 満義君） 前田出納室長。

○会計管理者（前田 昇君） マイナンバーの管理について答弁させていただきます。いわゆる職員の給与については総務課が管理しておりますが、議員の皆さんを始めまして村が1年間の内に報酬等お支払した人に対しては先ほど言われたように、源泉徴収の資料を税務署に年が明けてからですね、提供するという事になっておりまして、そのためにマイナンバーを、その際にマイナンバーを付ける必要がありますので、まずそのコピー等をいただいたということです。

役場の中の処理としましては担当課がですね、提供いただいてそれをそのまま出納室の方に集めまして出納室の方で税務署等の報告をすると、で、閲覧させていただいたり、コピーをいただいたものについては、当面出納室の金庫の中で名簿順に管理をしております、窓口となりました職員もですね、その時にはそのナンバーを確認しますが、その原本そのものは出納室に管理になってそれ以降ですね、その人が直接それを開けることはないよという事で、いったんうちに引き取ったものはうちが、出納室が管理をして他の職員が閲覧のできないよというかたちで、逆もどりはしないよなかたちでやっております。

今のところそういったことで、5年ぐらいはそういったかたちで管理して、明確ではありませんが5年ぐらいたちましたら責任を持って破棄すると、そういうふうな考え方で今臨んでおります。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 個人番号カードの交付件数についてお尋ねでございますけれども、11月末現在で204件の交付枚数でございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） この税の9号が10号になったということは理解しました。

それで今の管理のことなんですけれども、管理の問題についてなんですけれども、そうしますとたとえばわたしたちが役場に提供しました番号、それが税務署の方に提供されていくということ、予想はしてても今初めて聞いたんですけれども、たとえばわたしたちが役場に提供した情報が、わたしたちの了解がなくいろんなところに提供されていくというような、そういった心配はないのでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 前田出納室長。

○会計管理者（前田 昇君） あのそういう心配がないよという事で、この番号はなんのために利用するかということで提供いただくと、ですから違った用途で必要な場合には、違った用途で改めてそのご本人からいただくというのが法律の趣旨になっております。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。先ほど答えられたのですが管理は出納室ということをおっしゃいましたが、会計管理者が責任をもって管理をされるということなんですか。出納室というとはかの職員さんもおられるのですが、それはどういうことなんですか。

○議長（橋井 満義君） はい、前田出納室長。

○会計管理者（前田 昇君） ちょっとその辺は明確に違いをお答えできるようにまだ勉強不足なんですけど、現実的にはわたしが現在のところはわたしが処理をして、わたしが管理をしております。あのとくにそれが拡がる予定はない。一応はわたしの方が管理をするつもりでおります。今のところ。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。わたしというのは会計管理者ということですよ。個人ではないですよ。

○議長（橋井 満義君） はい、前田出納室長。

○会計管理者（前田 昇君） 失礼しました。個人ということではなくて、責任を持ったわたしの立場で管理するということでもあります。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番、井藤です。一点だけ確認的な内容になりますけれども、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

番号法が 19 条ですか、新たに第 8 号が入ったということで条ずれができて、それをもとを親法を受けて、受けてできとった条例も、その条をずらす必要があるようになったということなんですけれども、あのこの 8 号、新に加えられた内容というのは、この条例の中で改正する、追加していく必要はないんだろうかと思うんですがその点どうでしょうか。

あの、といいますのは見ますと条例事務関係情報紹介者というような言葉が使って 8 号の内容がですね、使ってありますし、それから条例事務関係情報提供者というような語句もあります。それからもとの第 9 条を見ますと、地方共団体の機関が条例で定めるところによりということと条例で定めるといような記載もあります。ですから先ほどお聞きしたのは、規則の中にもとあったのをという説明だったと思いますけれども、そこを改めてその内容を条例の方でうたっとく

必要がないんだろうかという気が多少したんですがその点どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 先ほども申しましたように、もともとあった第 19 条第 9 号というのが先ほども言われましたように、条例で定めるところにより地方公共団体の他の機関にその事務を処理するために必要な特定個人情報を受け取ったり、提供したりするというで条例で定めるといことで、これは条例の方で、あの法律では定まったものが番号法にうたってありますけれども、それ以外で独自利用する場合には市町村の条例で定めないといけないといことで、前回、独自利用の条例を定めさしてもらいました。その中で 9 号に基づく個人情報の提供といことを条例の中でうたってますので、本法の番号法が変わりましたのでその条文を改正するといのがこの今の改正であります。

で、その 8 号というのはもともと 19 条というのが、ようはどれかこの号に該当する場合は除いて特定個人情報の提供をしてはならないといことですので、この号に定めてあるものは情報提供してもよいとい具合に特別にうたってあるものでして、もともと、たとえば村長が教育委員会とやり取りするのに必要なものは、条例で定めておりますので、特定個人情報のやり取りができるといことであります。その条例事務関係情報紹介者といのは、国の特定個人情報保護審査会ですかね、そちらの方で規則で定めてあったものをあえてこの法律の方に定めて、事務のやり取りといのをここに定めたといことでありますので、それは国の方が定められたもので 8 号が入ったために条ずれをおこさないといけないといことで改正をするといことであります。

○議長（橋井 満義君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（橋井 満義君） ほかにないので質疑を終わります。

日程第 2 議案第 43 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 2、議案第 43 号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） 9 番、松田です。ひとつちょっとお聞かせ願いたいなと思ってなんですけれども、9 ページなんですけれども扶養手当の項ですね、見ると改正前はカッコ 2 と

まして改正後はカッコ2と3というふうに書いてありますが、これ見ると子と孫だけの変更で書いてありますが、だいたいこういう条例というのはこういうふうに直すというか、書くべきなんですか、ちょっと教えて下さい。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） この改正につきましては、もとも2号の方に子と孫22歳に到達する以後の最初の3月31日までにある子どもと孫を扶養しているとうたってありましたけれども、今回扶養手当の額を変更するというので、1番の1号が配偶者ということになっておりまして、この配偶者が金額が高かったんですけどもその子ども以下については金額が6,500円ということで配偶者が1万3,000円ということで統一されていましてけれども、この子どもについてを上げていこうということで、子と孫をまず分けました。というのが2号が2号と3号に分かれたということでありまして、この30年からはこの2号が1万円、6,500円が1万円ということになりますし、3号の孫については6,500円が6,500円ということでその金額を分けないといかないということで条文を分けたということでもあります。ちなみに29年度は一番最後の方に特例ということで多少金額が激変緩和といいますが、だんだんに変えていくために29年は少し金額が違いますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。ここに出ていないですけども、ちょっと関連でお聞きしたいと思いますが、非常勤職員の方については今回改正ということはお考えにはならなかったのかということ、特別職は29年の4月ということをお聞きしていますけれども、そういうお考えはあるのでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 今回非常勤の方は改正はしておりませんが、一応検討の中で一時金が今25,000円、25,000円ということになっておりますけれどもこの金額について現在検討をしておるところで、できれば3月の議会で改正ということで一時金の改正を今検討しておるところであります。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 今のご返答では3月に考えたいということなんでしょうかね。もう一度お願いします。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 29年の4月1日からの新年度の方で検討したいということでありま
す。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。この頃の新聞報道を見ておりますと、各議会の
様子が載っておりまして、この職員の条例改正といっしょに特別職の条例改正も行っているところ
がありました。これは日吉津村の場合特別職をこのたび出さなかったという辺の理由はなんで
しょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 確かに同時に上げられる町もありますし、4月にされるところもあ
ると、まあまちまちなんですけれども、日吉津村の場合は村長のご自分の判断で4月1日という
ことで今回同時ということではなかったということであります。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

井藤議員

○議員（8番 井藤 稔君） 8番井藤です。2,3質問させていただきます。まず一点ですが平均
支給額はだいたいどれくらいになりますでしょうか。それから再任用職員への特例ということで
ここに記載ありますけれども、これは人勸の内容になっていますかという点と、あと一点、いつ
もこの勤勉手当の支給時期になると話が出るんですけれども、いわゆる成績率ということありま
すよね。やはりあの勤務評定に基づいて支給するというのがだいたい多いケースじゃないかと思
うんですけれども、そのあたり以前の質問ではなんか検討されとるという話が出たこともあるん
ですが、そのあたりはどのようになっているんでしょうか。

以上3点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 平均支給については、ちょっと出しておりませんで、ちょっと予算
を計算しないとわからないんですけれども、またのちほど平均支給額については出させていた
きたいと思います。

それからこの改正につきましては、人事院勧告に基づいてということで同様にしております。
それから支給の場合のその成績率ということですが、たしかに人事評価で成績率とかとい
うのがありますが、検討はしておりますけれども、今のところ成績率を入れるということ

ではしておりませんで、今回は、成績率は関係ないということであります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 成績率は今回関係ないというのが、いわゆる差は付けられていないという理解でよろしいですか。いうことですか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長、返答。

○総務課長（高田 直人君） 成績率によって差はつけておりません。

○議長（橋井 満義君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（橋井 満義君） ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第 3 議案第 44 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 3、議案第 44 号日吉津村税条例等の一部地を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番、井藤です。2、3 お尋ねしたいと思います。これ日吉津村税条例等の一部を改正する条例ということで 1 条、2 条ありますよね。第 1 条、身体障がい者等に対する軽自動車税の減免というのがありまして、2 条では今度は同じく税条例系の一部を改正する条例なんですけれども、こちらの方は別なもんになっております。これは説明いただいた中でいわゆる日台の民間租税取り決めの概要ということなんです、やはり両方ともこの軽自動車税についてもそうなんですか。2 条以降のことについてはその記載が中にありますのでそうだろうなという察しがつくんですけれども、ちょっと 1 条の関係がどうかという感じがしたものですからその確認が一点です。

それからこれ地方税それから所得税の関連ありますよね、2 条なんかについては、所得税なんですけれどもこれなどについてはいわゆる、ようわからんですけれども、いわゆる法定受託事務ということで、その事務が受託されておるからこの条例の中でも、地方の自治体の条例の中でもうたうということでしょうかということが第二点と、それと三つ目がですね、第 1 条の関係で改正前には村長が必要と認めるものというのが 90 条の関係で最後の方、一番最後の方ですけれども、ありますけれどもこの新しい部分についてはないんですけれども、これ支障がないですか。これなく

てもいけるんだらうかと、以上三点ちょっと聞かせていただけますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 井藤議員の質問にお答えいたします。まず、一番初めの軽自動車税につきましては、これはまたこの日台の取り決めとは別のものございまして、あくまでもここにありますように身体障がい者の方に対する軽自動車税の減免につきましては、年齢要件が改正前の条例にはございましたけれども、県の自動車税の関係それから近隣の町の中にもそういった年齢要件についてはなくした方がいいというようなこともございまして、それを受けまして本村としても年齢要件をはずすものです。村長が必要と認めるものということでここにもうたっておりますが、先ほどと同じようにやはりそういうことではなくって一定の障がいのおありになる方であったり、それから常時介護という方につきましてはやはり減免の対象とするべきということです、ここははずしております。

次に事務の第2条の方で日台の租税取り決めに関わるところで、法定の何か事務の受託があるからかということでのお尋ねだったと思いますけれども、もともとが、これにつきましては国の方の税、所得税が主になりますけれども、所得税の方の改正がもともとでございまして、それに伴いまして地方税の関係としましても、村税の方で該当になる条項につきましては改正を行っておるものでございます。以上でございます。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） この日台の民間の租税取り決めの関係ですが、これは台湾からこちらの方に来ておられる方に適用するということになるんですけれども、いわゆる互惠主義ということで、たとえば日本から台湾に行っておられるという方は、やはり同じような対応を受けておるのでしょうか。これわかれば参考にちょっと教えていただきたいと。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） とくに人といいますか、貿易といいますか、そういった経済活動を行う中で双方での日本と台湾で二重課税にならないようにとか、あわせて反対に今度は所得税等の脱税といいますか、税金のがれのないようにということでのことございまして、まあ双方でそういった経済活動をされる方、企業に関しては関連があると考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） ほかにないので質疑を終わります。

日程第4 議案第45号

○議長（橋井 満義君） 日程第4、議案第45号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第5 議案第46号

○議長（橋井 満義君） 日程第5、議案第46号日吉津村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 2、3お尋ねします。まず、この条例を廃止することなんですけど、それでもって鳥取県の町村総合組合で事務が今後行われるということで聞いておるわけですけども、現在この条例の適用を受けておられる方というようなのはありますかというのが一点でして、次は町村総合組合の方での適用規約といいますか、条例等については後ほど出て来る規約でよろしいんでしょうかということが二点目です。

今後、移行されるようになった理由というのはどうなんでしょうかということと、移行になった場合にはどこがどのように事務的には変わってくるんでしょうか。そのあたりがもしわかればちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） あとで規約の協議というのが出てくるんですけども、すべて全体で考えてもらった方がいいかなと思うんですけども、まず一つ目の村の条例を廃止することで、これは議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害、それから通勤による災害に対する補償というのを条例で定めておまして、今のところこれはないということであります。で、県の方に退職手当組合というのがありますし、消防災害補償組合というのがあります。それからこの災害補償の認定委員会と審査会というのがあるって、そこで認定をしたり審査をするところがあります。それと今のこの条例に基づいて各市町村が支払い事務を、補償金の支払い事務を

行うということで事務がいろいろ分かれておりまして、今回その事務の効率化ということで退職手当組合という名前を規約変更して、先ほど言われた鳥取県総合事務組合というものにします。それで消防災害補償組合も廃所して、財産・事務すべてをこの総合事務組合にもってきます。それから認定委員会、審査会の認定事務ももってきます。それから村がやっていた補償金の支払い事務もこの組合の方に持って来て、すべてということで特に協議については各全市町村のことで、各議会で協議をいただいて議決をいただいてそれから県の方に申請して最終的に県の方で規約改正等があって、総合事務組合になっていくという流れです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番、井藤です。先ほど全市町村とあったけれども、市は入るですか。市も。「すみません。町村です。」と呼ぶものあり] 町村ですね。町村と一部組合どうも入るようになっておると、県下全町村という理解でいいですか。わかりました。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） ほかにないので質疑を終わります。

日程第 6 議案第 47 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 6、議案第 47 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑については歳入歳出一括で行います。できましたら、ページ数なり、補正予算書の明確な位置等を指定の上質疑をいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

質疑はありませんか。

加藤議員。

○議員（4 番 加藤 修君） 4 番、加藤です。ページが 10、11、16、17 と 4 本あります PCB 含有調査業務委託料、これ 4 本で 250 万 6,000 円ございますが、高濃度とか低濃度とか点検の時期とか場所とかいろいろあるようでございますが、その辺の説明をよろしく願いをいたします。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） PCB の含有調査の委託料のご説明をさせていただきます。PCB につ

きましては、電気機器、変圧器とかコンデンサーとかそれから防犯灯等の安定器、そういうものにですね、使われている絶縁融というのがあります、そういうのが含まれていますと廃棄物として処理していかないといけないというのが法律で定まっております。

今回この PCB の濃度が 0.5 パーセント、5000PPM ですね、これを超える場合に高濃度ということでありまして、それを下回るものが低濃度ということでもあります。今回上げておりますのは、この変圧器コンデンサー等の場合は昭和 47 年までに国内で生産されたものとかというところで高濃度かどうかという判断がありますので、そういうものをまず調査しないといけないと、それから安定器についても製造された期間があつて、その時にあったものはそういう PCB が含まれているだろうというところで調査をするものであります。今回役場とトレセンにつきましては、役場についてはキュービクルの変圧器の方ですね、それからトレセンの方が変圧器とコンデンサーということで多分低濃度の方ではないかということ推察して今後調査をしていくということでありまして、防犯灯の蛍光灯のですね、安定器それから保育所、小学校につきましては多分高濃度のものになるのではないかとということで調査をするものであります。一応高濃度の方が高濃度の安定器は平成 33 年 3 月 31 日までに処分をしないといけないということでもありますので、早急に調査をして処分をするということで今回あげさしてもらっております。ご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4 番 加藤 修君） 調査をして取り替えるわけ、新しいものに。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 取り替える場合もありますし、破棄しないといけないものがあるということでもありますので、そういう処分ということでもあります。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） 何点か教えていただきたいなと思っております。最初に 10 ページの財産管理のところ工事請負費土砂捨て場立ち入り防止工事、この場所について教えて下さい。

それから PCB についてはいろんなところ出ていますが、10 ページの中の財産管理費と企画費に両方書いてあります。ちょっとこの区別はどこがどう違うのか教えて下さい。

その 16 ページ農業振興費の中でブロッコリー支援事業の中で補助基準額が提示してありますが、その基準額の根拠は県で一本化されたものなのかどうか教えて下さい。それから同じく 16

ページで農業総務費で派遣職員の負担金、これはどこにどのような派遣なのかちょっと教えて下さい。それから 17 ページ、災害対策の中でこれ中部地震の被害住宅支援金というのは村内だと思うんですが、いろいろ噂には聞いておりますが、数件あったそうですが村内での被害は何軒であってどのような被害あったんかわかれば教えて下さい。

それから 18 ページ社会教育総務費の中でですね、日吉津の歌というのがありまして、この内容、制作、事業概要つきましては非常に理解をしておりますが、このヴィンステ楽座についての質問ですが、これは見ますと支援要望書が出されておるそうですが、いつ頃こういうのを出されたのか、それから実行委員会をちょっとわたしも知らなくて聞くんですが、この実行委員会というのはいつごろ出来たものなのかちょっと教えてください。それからその財源 6 万円というのはこの中身が使途について教えていただきたいと思います。

それから小学校費の中で 18 ページ、小学校緊急防災減災事業というのがありますが非常に画期的な事業であります、この事業はですね、災害時の時だけの利用なのかそれともそれ以外でもできるのかその辺のことを教えて下さい。以上です。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 10 ページの土砂捨て場立ち入り防止工事の方ですけれども、自治会の川ざらいの土砂捨て場ということで今吉の、まあ名前はちょっと控えますけれども、その場所、要は勝手に捨てられるということで、そこに鎖をして不法投棄がないようにということで防止のための鎖をするということであります。

それから財産管理の PCB と防犯対策の PCB ということですが、先ほども説明しましたように財産管理の方は庁舎のキュービクルの調査であります。それから防犯対策の方は防犯灯の蛍光灯といますか防犯灯の PCB 調査ということになります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 松田議員の諮問にお答えいたします。再生産に係る費用ということになりますけれども、鳥取県で今回県並びに各市町村で協調して 3 分の 1 ずつを補助するものでありますけれども、再生産に要する費用ということで県の方では 10 アールあたり 7 万 6,000 円ということを経費としております。それに対しまして各被害の程度に応じて 80 パーセント以上、60 パーセントから 80 パーセント以上、30 パーセントから 60 パーセント以上というものを費用を助成して農家の方の再生産に係る費用を補助するものであります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松嶋課長、基準は県下統一であったかどうかという質問であったと思

ますが。

はい、松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 県の7万6,000円ということで県の事業に乗る場合すべてこの事業ということで、7万6,000円であります。統一ということであります。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 派遣職員負担金につきましては、農業共済組合ということでの派遣のもので費用であります。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 一つ落としておりました。17ページの災害対策費の鳥取県中部地震被災住宅支援金ということで3,4件は聞いておまして、その後2件ぐらい今問合せがありまして、だいたいは瓦のずれとか、瓦1枚が壊れたとかそういう程度ですけれども、今問合せがっているのはその日にちがたってみたら家の中に少し泥壁が落ちていたとか、亀裂が少し入っているとかが入っております。今、罹災証明取ってもらって、これから支援金の申請という流れになっていくということで広報等しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松田議員のご質問にお答えいたします。日吉津の歌についてご質問でヴィンステ楽座の出来た時期ということでありましたが、28年の5月ごろに結成をされておまして、6月18日にはコンサート等をしておられますし、今月の村報に12月24日にクリスマスコンサートをするという格好でヴィンステを利用して、利用促進をはかるということでの楽座を結成をしておられます。

要請文につきましては28年10月31日にいただいております。それから減災防災についてということで、通常利用ができるのかというのは屋内運動場の空調設備のことに関してですか。三つの事業についてですか。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） いやその施設は災害の時だけ使うのか、それともできた場合に普段にも使うのか、使用ができるのかということ。

○教育課長（松尾 達志君） 防災、減災で行うのは太陽光と蓄電池を付けたものは通常職員室での照明器具それから印刷機、コピー電源というものの電源確保ということで通常でも使えます。災害時にはそこで対策をするために停電時にも電源が確保できるというものですし、屋内運動場

の空調につきましては避難所として利用する時に季節を問わず温度管理ができるというもので設置をしますが、学校行事等での使用ということは考えております。ただ、一般での利用団体にとどの程度で使用するかということは、今後決めていきたいということで考えています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員、よろしいですか。

はい、松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） まず、建設産業課長、この派遣はどこなのかという、どこに行かれる負担金なのかちょっともういっぺん教えて下さい。それから教育課長に、これは体育館につくる分じゃないですか。あの、空調を付けるわけでしょ。そうすると災害の時だけにこれを利用するのか、それとも普通のなんかの行事にでも使えるのかどうなのかということをおちょっと聞いたものです。

○議長（橋井 満義君） 先にじゃあ、教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） はい、体育館につける空調も災害時のために付けますけれども、学校行事等にはその気温に応じて使用するということを考えていますし、一般での使用というのは、制限はさせていただこうと思っています。ケースによってという部分だということで考えています。よろしいでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 派遣の負担金ということですがけれども、農業共済から来ていただいている派遣の方の人勧に関わるものということで、共済の方に支払う負担金を増額するものであります。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

景山議員。

○議員（2 番 景山 重信君） 2 番、景山です。この補正の説明資料の 1 ページお願いします。

わたし、農家の人の気持ちがよくわかって、丹精込めて作付されたものが自然災害といえども収穫できなかつたり、被害があつたりということは本当に大変なことだと思っております。

まあこのことで賛成なんですけれども、そこで作付面積とか、被害面積というのんはどのような面積になっておるもんか。ただ県の方でいま松田議員の説明で、県の 1 反あたり 7 万 6,000 円という金額出されたんですけれども、今わたしたとえば 3 分の 1 補正ということで 70 万弱になるんですけれども、それをたとえば 1 町、2 町で割ったとしても、反当 7,000 円とか 3,500 円しかならんわけなんですけれども、その辺の説明をおちょっとお願いをしたいと思っておりますし、現実には被害認

定というのんはどのようになされているもんか、まさか JA まかせではないでしょうなということの確認をしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えします。まず被害の総面積でありますけれども、日吉津村では今現在 173 アールというもので掌握しております。被害額の程度によりまして 1 番の 80 パーセント以上のものにつきましては 135 アール、2 番の 60 パーセント、80 パーセントのものにつきましては 10 アール、30 パーセントから 60 パーセントのものにつきましては 28.5 アールということであります。

これにつきまして、基準となります再生産に要する経費の 7 万 6,000 円に対しまして、各被害額の程度に応じまして 80 パーセント以上の被害額のものにつきましては、再生産に要する費用の 60 パーセント、60 パーセントから 80 パーセントの被害のものにつきましては、助成は 40 パーセント、30 パーセントから 60 パーセントの被害のものにつきましては 20 パーセントの金額を助成するものであります。これにつきましては最終的には県並びに村が JA に補助をいたしまして JA の方が自分の方も 3 分の 1 資金を出しまして県、村、JA で全額を費用するものでありまして、JA に対して申告のあったものにつきまして、村並びに県が助成をするというものでありますので、事業主体的には最終的には JA が事業主体となるものであります。

〔「被害認定、被害認定はどうされますか。」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） JA の方からきまして、最終には村がそれを確認をいたしまして、村が認定をいたします。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2 番 景山 重信君） なんかわかったような、わからんような。ただ反当 7 万 6,000 円というのがマックス出るわけですね。80 パーセント以上ということになると、そういう解釈でいいんですか。〔「いや、60 パーセント」と呼ぶものあり〕村に対して、県 3 分の 1、それから JA、村とで 3 分の 1 ずつで 70 万弱これ予算になるんですけれども、このお金というのんは農家の方の被害が 1 町 3 反とか、1 反とか 28 アールとかあって 1 町 7 反ほどになるんですけれども、そうすれば 70 万を割り算しても反当 4,000 円ぐらいしかならんだないかなあとわたしは思うんですけれども、わたしの説明では違うんですか。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 各被害の程度によって助成割合が違いますけれども、一番被害の多いのにつきましては6割の、60パーセントのものを助成するという、これを県、村、農協が3分の1ずつですから村といたしましては2割分を出すと、また60パーセントから80パーセントのものにつきましては、助成割合は40パーセントということ〔「全然、わからん。」と呼ぶものあり〕ですので、あのということで金額的には全額のものではなくて6割とか、4割とか2割というものを県、村、農協で通じて各自で助成するというものです。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） わかりました。なんかちょっとわからんけれども、先に進まないけませんので、いや、行政の方もなんとか確認する、農協から言ってきてたけん総務課でっていったって、わたしはちょっといけんと思いますなそれは、行政の方もやっぱりいっしょになって確認作業をせんといけんと思いますし、ただちょっと金額的にわたしわからなかったですけども、こういう金額で農家の人の、ここには農家の人の生産意欲を、営農再生再開意欲の生産者に対して、再生産のために経費をって書いてあるんですけども、こういう金額で再生産になると思われますか。松嶋課長さんお願いします。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） はい、まず先ほど言いましたけれども、JAから出てきたものを村が認定するということですので、村も確認しますのでその部分はよろしくお願いします。

また、これは全部100パーセントの助成ではありませんけれどもその一部を補助することによって再生産につながるというものであります。一般ですと共済の各自の保険とかを出されていないという状況で、ええ、ブロッコリーは共済がございませんので、一般のものですともあ各自の毎年手出しとかそういうものがあるんですけども、その部分がこの部分にはございませんので、6割とか4割とかそういうものが出ることによって農家の方も再生産のプラスになるということであります。

〔「後から聞きます。」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） あの、暫時休憩にします。

午前 9時55分 休憩

午前 9時56分 再開

○議長（橋井 満義君） 再開します。

山路議員。

○議員（7 番 山路 有君） 7 番、山路です。まずこの今回の、一般会計補正について基本的なところを少し村長の方からお伺いしたいと思います。今回 3 億円あまりの日吉津村にとっては大型の補正ではあるなというふうには思っております。

それですね、実質小学校の防災施設の強化、これでおおよそ 2 億 5,600 万あまり、まあわたしの計算ですと 2 億 5,600 万あまりになるかなというふうには思っておりますけれども、こうした場合にですね、上程する前にわたしは今回、事前のこの上程理由等については話があったと思うんですけども、事前にですね、議会の方に経過なりそうした説明があってもわたしはよかったのではないかなというふうには思っております。

そううちも財政的にそんなに裕福でないし、このあいだヴィレステ等の建設にも相当の予算をつぎ込んでいるわけであって、そうした経過の中で同僚議員の中からもいろいろ素朴といえば素朴なんですけれども、ここでこの定例会ですべてが理解できたとはわたしも思っておりませんので、そうすると実際に定例会以後、確かに補正予算は通ったということで良いかも知らんですけれども、わだかまりが残るへんかなというふうには思っております。このあたりの見解についてひとつお伺いしたいと思います。

それから 2 点目がですね、この説明資料によりますと説明資料の 5 ページにですね、概要として職員室を防災拠点として利用できるよというふうに最初の書きだしがなっております。説明の中で第 3 の防災拠点というような話があったと思いますけれども、はたしてこの 1 階の職員室の防災拠点が役場にあり、役場が何かあった時にはヴィレステの 2 階にあり、で、第 3 の防災拠点が小学校の職員室ということで、何かこのわたしからいうと理解できないなと思わざるをえないところです。多分に同僚議員もこういう質問をすると、ちょっとという気持ちではおられないかなというふうには思っております。

それとですね、3 点目がこれもちょっと村長に見解を伺いたいですけれども、以前にですね、大阪の前橋下市長の時にですね、南海トラフが予想されてですね、防災設備にとりとめもなく予算をかけられないと、で、あとはハードでなくてソフトで行かざるをえないと、いくら大阪市で財政がとやかく言われてもですね、そのあたりについては全国市町村ですね、この財政事情を考えるとあまり防災というところだけに大盤振る舞いできないというような見解を述べられてです

ね、わたしもその場面を実際に聞いててですね、今回の日吉津のこうしたことがどうこう言うわけでないですけども、少しですね、このあたりの見解というのですかね、今回このふみきられた防災施設の強化に踏み切られたこのあたり財政との兼ね合いも含めて、踏み切られた気持ちというのですかね、そういうことをひとつお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） まず、大阪の財政のことは抜きにされたがいいと思います。大阪の経常収支比率は100パーセントを超えておるといって考えられない財政状況ですので、そのことを事前に冒頭申し上げさせていただきます。どんな財政運営をされとるのかちょっとわかりませんが、橋下知事がやっていらっしやった時は、すでに経常収支比率が100パーセントを超えておったという状況ですので、そこは論点が違うなあというふうに思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

それから防災設備をどこまでやっていくのかという話であります。いろんな災害が考えられるわけですので、できる範囲の防災対策はしておくべきだというふうに思っています。議員がご指摘のようにどこまでやるのかということはありませんけれども、今回の2億5,600万の事業を補正予算でやっていくという考え方につきましては、補助金を3,480万得るという予定でありますし、交付税算入を1億4,700万見込んでおります。で、それらを除いて今回の2億5,637万1,000円の事業費に対して村が出します金は7,451万7,000円です。そうしますと村の持ち出しは29パーセントになるというふうに試算をしております。これだけの国の補助金や交付税算入がある事業は今ありません。で、学校設備に防災の設備をしますけれども、ある意味、日常も使うということでもあります。

たとえば文部科学省でもらいます今回の大規模改修の管理棟と特別教室の空調設備では、事業費が3,286万5,000円程度を見ていますが、補助金をもらうのはわずか10パーセントの385万4,000円です。交付税算入50パーセントで1,450万で、文部科学省の国の負担割合は44パーセントですので、将来においてでもですよ、44パーセントですので今回は全体をあわせると、わが村の負担率は29パーセントということですので、これ以上の国の財源が入る事業はないというふうに判断をしたところであります。

時期的なものは10月に補正予算が出されて議論する議会に情報提供する時間がなかったのかということではありますが、その部分は多少配慮がたらなかったということがありますけれども、その点はお詫びを申し上げますが、防災減災単村自立分散型エネルギー施設等整備導入推進事業

につきましては、じつは11月30日に国の方に、出先機関ですけれども、国に申請をしたということですが、その前は教育委員会担当課長が大変苦勞したと思いますけれども、中国電力は前例がないという門前払いで、米子は前例がないということで、まあ、役場の中ではこれはむりだなという判断になっておりましたけれども、そんなことではないだろうと、国がそんな交付金を外郭団体といえども予算措置をしている事業に対して中国電力が前例がないとか、余剰電力は受け付けませんよとかそんな話ではないのではないのかと、国の方向と違うよということで再三中国電力とやり取りをし、大阪にも行きたのかな、大阪の説明会、どこだった岡山、ということで総務課長や担当課長には中国電力がいけんという答えは出させんなど、それは持って帰るなど、いけんという答えの時はわしが行くと、ですから絶対引くではないということをおっしゃいます。で、設計屋さんの方も心配をされて、相談をかけておった設計さんが心配をされてこれやっぱりおかしいなという話でやっぱり中国電力に再三かけあって、そうしておるうちに岡山県で事例が一本見つかったということでございます。中国電力の管内であったということで、あの門前払いで前例がないみたいな話でしたので、非常にいきどおりを感じながら11月30日にやっと申請をしたと、11月30日が申請の最後の日でした。で、これが通らなければやる意味がないなあということでおりましたけれども、一応これも通りましたので相談する時間がありませんでしたけれども、29パーセントのわが村の負担で事業ができることになったということです。

それであとは財政的にどうなのかということですが、これはヴィレステを建てましたので4億ほど借入れをしました。一般財源を4億使って、ヴィレステを借入れが4億あって、それから2億7,000万の交付金をもらって、10億を土地代も含めて10億を超えるものになったわけですけれども、2億7,000万の交付金があって良かったなあというふうに思っておりますけれども、31年ごろには起債の償還の公債費比率が14パーセントぐらいになるであろうということを財政の担当から聞いてます。

今回この地方債を2億2,140万発行しますので、交付税参入の計算はしていませんけれども、2億2,140万を、地方債を、補正予算債を、借りることによって16.5パーセントぐらいまであがっていくだろうということでもあります。

起債の公債費比率は、16.5という数字はわが村は経験したことのない数字、今、8パーセントですので非常にきびしい数字になるかなあという気はします。今、基金が8億5,000万ばかりあります。で、高田さんの山の話も今概ね、今年度中にある程度大きなところはやってしまわないけんということでもありますので、高田さんの件も含めて、31年に16.5ぐらいになるかなあとい

う気がしておりますけれども、ただ交付税算入の1億4,700万のその数字は計算しにくいということでもありますので、16.5にまるまるあがることはありませんけれども、その半分以上のものは交付税算入になりますので、2億2,140万の地方債に対して1億4,700万の交付税算入になりますので、まあその半分くらいかなあという気がしております。ですから15パーセントくらいまで上がっていくのかなあという気がしておりますけれども、そんなところなら、公債費比率の上限は20なんパーセントとかありますけれども、18パーセント以上になった時には県の協議が必要と、それまでは町村が単独で起債を出せれるということですので、18パーセントになると県と協議をして償還計画をたてながら、財政計画をたてながらやっていくということになりますけれども、一応16.5までで、さらにはその中には交付税算入がしてないという部分が1億4,700万ありますので、楽ではありませんけれどもきびしい数字になる。かつて経験したことのない公債費の負担比率になりますけれども、今やっておくべきという判断をしてやったところでもあります。

この環境技術普及促進協会の補助申請が、11月30日には出したわけでもありますけれども、まだ、採択の見込みがたっておりません。一応採択が12月の中旬に合否があるということでもありますので、補正予算をしながらさせていただきながら、今受付順位がSの20と、Sという意味がわかりませんが、まあ20番目におると、どっかの20番、Sの20におけるAだかBだか知りませんが、Sの20におるということで、20番におるだろうということでもありますので、それが多数なのか、環境技術普及協会の予算枠がどの程度なのかまったくこの情報がありません。小学校の太陽光のネドという組織、外郭団体があつてそこから補助金をもらいましたけれども、ここと同様に今回も情報がまったく取れないということで、ただ申請をしたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思ひますし、この間には舞立議員に3度ほど相談をして今回この事業をやることの、何ていいますか、今、やっておくべきだという判断をいただいたり、それから文部科学省の補助金は直接問い合わせをさせていただいたりもしておりますので、まあ、あんまり議員を使ったということは言えませんが、口利きに値する範囲ではないと思ひますのでその辺で議員お力添えで今日になったということ、まだ、歳費が4,136万4,000円はSの20番目だということですので。まだ合否がわかりませんがそこでやっていきたいと、その否と、だめだという時にはまた改めて相談をさせていただくことになると思ひます。

協議が遅れましたことも重ねてお詫びを申し上げながら、今の状況を、お話しをさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思ひます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 職員室の件は、どげなだかいな。2点目の第3の拠点その辺の考えは教育委員会かな。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 申し訳ありません。答えたつもりだったと思いますけれども、防災機能をやっぱりあの建物の、建築年数のことなどもありますけれども、やっぱりできれば全部が防災施設であってほしいと思っています。公共施設が全部が防災施設であってほしいと思っておりますので、そういう意味ではどこまでできるかというのはありますけれども、防災としての設備はやっぱり充実をさせていくべきだというふうに思っています。

児童館だことの、保育所だとのそういうものもありますけれども、いかんせん建築年が古いという事などもあつたりしますので、そこら辺にも手を広げていくべきだというふうにわたしは考えておりますので、小学校が3拠点目だということでもありますけれども、災害がいつ、いかなる場所であるかわかりませんし、特に学校はこどもが、人がたくさん集まっておる施設でありますので、やっぱりそれだけのものはしておく必要があるなあとというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。大変くわしく、あのメモルのが大変でしたけれども、わたしは本当にね、開会初日それと全協での説明、まあ短時間の説明があつたんですけれども、なかなかこうしたね、多分相当の努力をしなければですね、こうした交付税の参入、特別交付税なりの対象になるなんてことは大変なことかなというふうには、補助金も含めてですね、であろうなどは察しておりますけれども、やはり一度は議会の方にもこうした防災設備、今言ったとおりですけれども、一回は説明があつても良かったかなと思っております。

あとは今の小学校の職員室の第3の防災拠点は、同じ管理棟でもわたしは単純に考えればこのあたりも考える時間がなかつたんで、たとえば管理棟の2階に、これだけ上に、つまりは津波想定、それから日野川の決壊等考えた時に、ヴィレステでもこれだけ電気系統も2階の方に持っていくとかいう対応をしている中では、いくら第3の施設といえども機能を果たさなければ意味がないかなと思うと、どうしても職員室の第3の防災拠点というのはちょっと理解しかねるなというふうには思っておりますけれども、このあたりもう一度ちょっと答弁、お願いしたいと思えます。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） さきほども村長が申しましたように第3の拠点ということで、あの災害にはいろいろありますので、たしかに大規模の氾濫があった時には使えないということがありますけれども、大規模の氾濫があった時には前にも説明しましたように、逃げるという避難計画を立てないといけないということで、第3の拠点とするのは風水害であったり、火災であったり、それから地震であったり、そういう場合での第3の機能ということも必要でありますので、今回、職員室の防災拠点というものをするというご理解いただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 1番、河中です。ページ18ですけれども、先ほども出ておりましたが、日吉津の歌についてちょっとお尋ねいたします。

ヴィレステ楽座の実行委員会の方がこういうことをお考えになったということで、期待はするところですが、説明概要の中でかなり具体的に書いてございます。軽快な曲に合わせたおどり、画像等も組み合わせたものを想定していると、こういう所を読むと一世を風靡しました、恋するホーチュンクッキーのようなものを作られるのかなと思ったり、でもこれはCMソングですというふうになるともっと短い30秒ぐらいのものなのかなと思ったりいたします。

それで今回の補正予算として上がっていますのは、まず、作成委員会の公募を10人して3回委員会を開くので、まあたとえば1人2,000円で3回で6万というふうな、今回はこれが出ていると思いますけれども、来年度、曲づくりや録音を行い出来上がった曲はDVDプレスして全戸に配布すると、非常に相当なシュミレーションはできていると思いますので、まず1点は、ヴィレステ楽座の方たちが手作りでお作りになるのか、あるいは今年3月までに今公募をかけていらっしゃるようですが、作ってプロに制作依頼なさるのか、まずそれをお尋ねしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） まず、本年度は作成をする委員会ということで公募をかけて、この中でかなり詳しいものを書いてあるということですが、支援要望書の趣旨がそのようなこともありましたので、そう書いておりますが、まず、委員会の中で方向性等も当然諮っていきまし、最終的にそのコマーシャルソングということで活用したいという意向は大事にして行きたいと思っております。

中身については、どの世代にも親しまれて楽しいものを作っていきたいなと思っておりますので、短い、どの程度のものができるかという部分です。これをプロに頼むのかというところですが、

これはやはり公募をした委員会なり、そういったところで自分たちで作っていきたいと、まだ実行委員会が動いていないのに、こちらからこうルールを敷くというのはおかしいことかも知れませんが、歌詞や曲とかそういったものも皆さんにお諮りしながらできていけば、みんなの手作りだというところで親しまれるのではないかと考えています。録音とかそういったこともありますので、ある程度の技術的なところは費用をかけないといけないのかなあという部分はありますが、そもそもこの曲と雰囲気とかそういったものについては手作りでやっていきたいということで考えています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1 番 河中 博子君） 自作、手作りということですので、それはそれでまあちょっと期待してみたいなあと思います。村の特徴を表した語句を歌詞として折込みなんて書いてありますから、たとえばパンフレットにもありますけれども、ほせ村だじええ、みたいなのを入れたりしながらお作りになるんだとは思いますが、やっぱりさっきもおっしゃいましたけれども、録音とか画像も使うとなるとなかなか素人では難しいところがあります。そういうことも想定して今回の公募で実行委員会が、作成委員会がやって行かれる時には本当に作る時にはどういうことが必要かということも考えた上で、来年度予算の請求をなさると思いますけれども、そんなに簡単なものではないし、お金と時間をかけないといい物ができないと思います。お作りになるんですしたら中途半端なものではなく、しっかりしたものを作っていたらいいなあと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

松本議員。

○議員（3 番 松本 二三子君） 3 番、松本です。小学校の方に戻しますけれども、先ほど山路議員の方からありました職員室の話ですけれども、これは 10 月にありました中部地震の関係でして下さったのかなとわたしは思っていたんですけれども、小学校に居ましたあの時は、2 時 7 分でしたので、そこで多分保護者さんに迎えに来て下さいという放送が流れていましたので、今多分メールで保護者と何ていうんでしょう。やり取りをされていると思いますので、ここで携帯充電器なりがあったのでその点かなと思って見ていたんですけれども、あの良いことだと思います。

ただ、職員室のところでプリンターとかもわかりますが、冷蔵庫とかが 1 台と書いてあるのがちょっとなんだろうなと思ったのがひとつと、あとあの時は停電がなかったと思うんですけれども

も、これを早々にしていただくのはいいんですが、その時には万が一 10月の時点で停電があった場合に、皆さん携帯を持っておられるからいいかもしれませんが、いろんなことを考えて最終的な保護者のお迎えがヴィレステだったと思うんですけども、それは小学校ではなく、なぜヴィレステに、最終的に子どもを移したのかなというのがちょっと不思議だったんですけども、ここで聞くべきかどうかわかりませんが、その点で動かされたのかなと思ったのでちょっとその点をお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） はい、なぜ冷蔵庫も非常用電源のもとの機器に加えているのかというところなんです、災害時に停電をした時にですね、ここに概要書に書いてあるものが最低限必要だろうという中に冷蔵庫を入れているという部分でいうと、これはあの職員室の廊下をはさんだところに炊事をする部屋があるんですけども、ちょっと言葉を忘れました。そこで冷蔵庫があるんですが、緊急的な何か冷やしておかないといけない物がある場合を想定をしています。では、具体的に何かという部分なんです、何日間かそこを拠点とする場合にやはり冷やす物は1台必要だろうと考えております。それとヴィレステになぜ避難場所を、引き渡し場所を動かしたのかということなんです、発災直後すぐグラウンドの方に避難をしました。2時過ぎですけども震度5弱であったので保護者への引き渡しという判断をして、先ほどありましたマチコミメールという物を使ってるんですが、携帯をお持ちの方だとそれが通じますがマチコミメールに登録ができない方もありますので、電話等も使いながらそれと防災無線を使っての引き渡しという連絡をさせていただきました。が、やはり他の保護者の方は遠方であったり、なかなか迎えに来れないという子どもたちもたくさんいましたので、3時過ぎまではグラウンドでずっと引き渡しをしていましたが、風が吹いてきて、日が陰ってきて寒くなってきました。で、校舎から避難をしていて校舎に戻すかというところというところ、集団で避難をさせていますのでその人員をどこかの教室というわけにもならないので、グラウンドのままでいましたが、寒くなってきたので教職員が上着を校舎内に取りに行ってきましたが、やはりそれでも寒いということで、あと学校の中で考えられるのは広い場所でいえば体育館なんです、体育館も寒いので、ヴィレステは職員が安全点検をした避難所として使えるなあというところの点検をしていますので、空調のあるヴィレステの方の広い場所で待機をさせて引き渡したと、最終的に引渡しが完了したのが午後の6時過ぎ、20分ごろだったと思いますけども最終の児童が引き渡しが完了したと、で、そのころは暗くなっていますしかなり寒いというところですので、この避難をしたあとの引き渡しをするま

での場所というのも課題だなあという部分があったところです。で、体育館を避難場所にした時にもやはり季節的なことでは冷房が必要であったり、暖房が必要であったりというところを実感したところです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3 番 松本 二三子君） わかりました。やっぱり、あの体育館の空調も必要だなということがよくわかりました。

それと、続きまして 18 ページなんですけど、プール管理費ですね、プール監視員賃金がこれは三角なのでマイナスで返ってくるんじゃないかなと思うんですけども、15 万 6,000 円結構大きな金額なんですけど、これなぜ必要なかったのかという点をお願いします。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） プールの監視は 2 名体制で行うように賃金を組んでいます。で、夏休みが始まる前にある程度の学校と調整しながら、学校でプールを使用する日、それからこちらが開放する日ということで調整をしていくんですけど、ある程度日数、余裕をもたせてもらって予算をしています。

ただ、昨年、今年と小学校の方も夏休み中のプールの指導、これに日数を増やしていただいていますので最終的に調整後、開放日の方が少なくなったという部分で実績としてそれが出たというところですし、あとどうしてもそのお願いをする方がなくて職員で対応したという日数もありますので、その部分が、賃金が、不用額が出たということです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3 番 松本 二三子君） わかりました。本当に監視員さんですね、大変だったのは毎年聞いておりますけれども、指導の方が増えたと言われましたけれども、では、なんでこの水泳指導委員さんの賃金が減っているというのはなぜでしょう。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 学校での指導というのは、教員が指導する日数が増えたということです。すみません。説明がちょっとたりなかったかも知れません。この指導員というのは授業中であったり、それから授業をしていない時間に教職員に、水泳指導の指導方法という指導をしていただいたりしている指導員があるんですけども、その日数もある程度の計画の中でたてているんですけども、授業との調整が付かなかった部分があって、その部分が不用額となったということです。プール指導員というのは子どもたちに来てもらって指導する部分と教職員にも

指導してもらおうということの指導員。で、夏休み中学校の指導日数が増えたというのは、各担任とか、大会を目指したりとか、各学年で夏休みの水泳の目標を持っていて、教職員がやっている指導日数も増えているというところです。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。何点かお伺いします。小さいことですが、10ページの負担金補助及び交付金の不動産鑑定8万8,000円ですが、これはどこをどういうふう鑑定されるのかということと、それから詳しくは説明していただいたと思うんですが、11ページの償還金利子割引料の150万ですね、王子が、法人税がゼロになったということがありました。その時に27年度分で28年度分にはなりませんとかという説明もありました。それでいろいろちょっと説明はしていただきましたが、もう少しちょっとわかりやすく説明をしていただきたいと思います。ここに法人税だけでなく軽自動車税の過誤納ということもはいつていますので、それから10ページ総務管理費の委託料の中に電算処理業務の委託料と特定個人情報のもものが入ってます。

それとあとまた、委託料がほかにもあったと思いますけれども、この事務の電算処理業務委託料ということがありますけれども、なにがどういうふう増えたのかなということをお願いします。

で、特定個人情報というのは、マイナンバーの関係でしょうか。これ162万ありますけれども、マイナンバーは国が全部出すといいながら一般財源で充てております。その一般財源が今年度だいで増えてきたんじゃないかなと思いますけれども、だいたい総額でどれくらいになったんでしょうか。その点をお願いします。

それから14ページですが、保育所費で610万ほど報酬ですね、それと共済費とで職員さんの非常勤職員の費用が減額になっています。その説明については採用ができなかったということがありました。当初の計画でそれを計画しながら約3名分ぐらいだと思いますけれども、現在まで採用しなくて本当に子育て支援の充実した保育がなされたのかということをお伺いしたいと思います。

それとですね、15ページ予防費ですが、予防費については9月でも補正がなされております。これは、今回は妊産婦についてということがありましたが、当初の計画に事業費として概要書が付けられております。その9月にも補正があつて、また12月にも補正があつたというこ

とは組み替えですけれども、それがどういうふうにして事業を変更をして組み替えをしていったか、やっぱりこういうものについては概要書を付けていただきたいということを思います。で、その点の説明をお願いします。

17 ページの災害対策費で、委託料に戸別受信機の設定委託料というのがございます。金額は多くはありませんけれども、設定委託料というのはどういうことなのかということをお伺いします。

18 ページの学校の委託料工事費ですけれども、ここ先ほど大変くわしく説明はしていただきましたが、ひとつは公債費比率がゆくゆくは 16.5 パーセントにも上がるんじゃないかというご説明もありましたけれども、保育所の建設も控えながらそういうことをまあしようという決断をされたということについてですけれども、それは防災、災害に対しての考えを強く持っておられるということは理解しますが、保育所の建設にも影響があるんじゃないかということも思ったりします。その点についてもお伺いしたいと思います。

それとですね、委託料と工事費ですが、まだ決まってはおりませんのでどういうふうにしていくかということは難しいかも知れませんが、ここに上げられた以上、どういうふうに扱をしていき工事 3 月までに請負をしてということがありました。それを幾社といいますかね、何社にしていく計画を持っておられるのかということ、委託と工事は別々に考えをもっておられるかどうかということ。

あともう一点ですが、社会教育費の先ほどヴィレステの歌についての質問がされておまして、これは実行委員会、ヴィレステ楽座実行委員会ですね、そこから要望が出てということでまあたいへん良いことかなとは思いますが、これ公募を 10 名されますけれども、その先ほどから実行委員会はまだこう動かないとかということがあるんですけれども、この公募をされた委員さんというのはその実行委員さんといっしょにやられるんでしょうか。ぜんぜん別個に、こう動くのかどうかその点をお願いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員の質問にお答えします。10 ページの一般管理の委託料ですけれども、電算委託料ということでマイナンバー制度に伴いましてネットワークの整備を行ってきているところですが、ヴィレステ、それから保育所、それから児童館、ファミサポですね。それから支援センター、こちらの方のネットワーク事業ということで、そちらの整備も必要ということで今回補正させていただくものでありますし、この中には人勧に伴いますシステムの改修も含めております。

それから、特定個人情報に関する安全管理基本方針等作成業務ということで、この特定個人情報というのがマイナンバーを伴う個人情報ということですので、まあうちの方でも基本方針、それから管理規定を定めておりますけれども、このマイナンバーにまあ実態に則したものが必要になってきておまして、セキュリティーポリシーとかその辺も含めて考えていかないといけないという中で、今回 28 年の補正で基本方針、それから取扱い規定の策定の見直し、それから取扱いマニュアルを策定するというもので委託料を含めております。

それから不動産鑑定負担金ということで、これは米子市岡成の米子市との共有地を現在賃貸借契約で使用しております大山どりへの土地売却のために、土地価格の決定が必要ということでありまして不動産鑑定が必要となったという、米子との共有ということで米子市へ負担金を支払うものであります。

戸別受信機設定委託料ということで、これはタイヨー通信今委託をしておりますけれども、戸別受信機が受信が不良なところが出てきた時のアンテナ設置、それから受信調整ということでその作業賃ですね、その作業賃を委託料として支払うものでありますので、その補正をさせていただくということであります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 三島議員の質問にお答えいたします。

11 ページになりますけれども賦課徴収費の中で 150 万円ということで、償還金利子及び割引料ということで予算を上げさせていただいておりますけれども、これにつきましては去る 9 月の議会で一度補正予算ということで上げさせていただきまして、その時には 27 年度の王子に係ります法人税の申告につきまして、27 年度の 12 月に一度法人税割額納付がございましたけれども、実際に今年度 8 月になりまして確定申告ということで、確定額の方が出てまいりまして実際に 1,598 万 3,600 円という金額だったんですけれども、これと合わせましてこの申告書では 150 万円の均等割りの額も計上がしてありましたが、担当の方でこれを相殺した金額ということで 1,448 万 3,600 円と還付加算金を加えたところでの金額補正をさせていただきまして、該当の法人の方には還付の事務は終わっておりますけれども、先ほどいいました均等割の 150 万円については、入って来ないといけない金額だったものを相殺しておりましたため、この金額はこの度もう一度補正をさせていただきまして、今度はこれを 28 年度の法人税の均等割額の方へ充当させていただくというかたちで、これを 28 年度の歳入として正当な科目へ入れるための作業をするということでこの度補正を上げたものでございます。

非常に9月の議会でもご指摘をいただきましたように、もっと真剣にといいますか、シビアに事務を進めて行くようにということでご意見いただいておりますけれども、重ねておことわりをさせていただきます。よろしく願いをいたします。以上です。

〔「自動車税」と呼ぶものあり〕

すみません。それと備考欄の方に法人税、軽自動車税過誤納還付金ということで書いておりますけれども、一応当初予算を組みます時に、こういった加算金につきまして法人税それと軽自動車税を合わせたところでの項目で組んでおりますため、こういう表示になっておりますけれども、実際には法人税でございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。保育所費の報酬600万以上の減額をして、充実した保育ができていますのかというご質問なんですが、まずあの報酬の減額につきましては、ご指摘のとおり、年度当初に予算化をしていた非常勤職員の報酬を、減額をしたものでございます。おおまかに言えば年度当初から募集はしておりましたけれども、応募者なかった非常勤職員保育士の3名分、それから非常勤の看護師の1名分、この報酬を4月から10月までの7か月分において減額をさせていただいたということになります。

それでその保育士の職務をとということなんですが、1名は組担任ということで考えておりました。それからもう1名は、早番遅番それから休憩代替というようなことを考えておりました。そしてもう1人は休暇、出張代替とそれぞれの役割を考えておりました。それについて確保ができなかったものですから、その対応としてはパート職員さんを充てたりですね、それからあとは正規職員さん、パート職員さん、そして所長もいっしょに入ってローテーションを組んで何とかその早番遅番、そして休暇代替、休憩代替として対応をしているという状況でございます。看護師の場合もですね、そのパート職員2名ということで現状は行っております。それでは充実した保育ということなんですけれども、今のところが本当のギリギリの線でございます、何とか今はいる職員総力戦で、保育の質が落ちないように懸命にやっているところなんですけれども、仮にもう1名でも園児が、たとえばゼロ歳児、1歳児が入りますと配置基準の保育士にさらにもう1人というようなことになってきますので、そうなった場合には待機児童ゼロと要望しているものがちょっとぐらついてくるという可能性がございます。

今小規模保育所がありまして、そちらで何とか対応している状況なんですけれども、そちらも入れなくなればやはり受け皿は日吉津保育所ということになってきますので、その辺の保育所の

保育士の確保が今急務だという現状ではございます。

それから予防費のですね、事業の講師謝礼なんです、これは助産師の相談会の謝礼1万円の3回分、こちらを個人にお支払するという形にしてたんですが、方針がどこも鳥取県の助産師会に委託するというふうになりましたので、報償費をその他委託料の方で組み替えをさせていただいたということになっております。

それから消耗品につきましては、これは育児パッケージなんですけれども、これがどんどん今年は出産予定が増えておまして、今の段階で28年度44名の予定がございまして。まあ、そういった関係で母子手帳を渡す時に渡す育児パッケージ、それから産後に渡す育児パッケージ、それぞれの予定人数が増えましたので補正をさせていただいたということでございます。

もう一つ概要書を作ってほしいということなんです、概要書は新たな事業がというところで一定のルールの中で定めておりますので、またその辺は全体での議論が必要だなというふうに感じているところです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 保育士の人不足ということを担当課長が申し上げましたけれども、きのう西部町村会でも保育士が非常に集まらないということで、3度目の採用試験を何町村かがやられますので、保育士は非常に、今米子の事業者さんが東京勤務の保育士を70人を募集をかけていらっしゃるというようなこともありますし、この近年ずっと保育士が不足しています。特に子ども子育て新制度が始まってから保育士が確保できないということで、危機的な状況にありますけれども、そんなことで今日本全体では求人倍率がいわゆる有効求人倍率が1.0を超えて鳥取県西部あたりも1.45ぐらいだったでしょうか。それは何かといいますと、地方がそういう状況になっています。有効求人倍率が1を超えていますけれども、それは何かというと若い人がいらっやらないところがそんなことになっておるということで、都会に出てしまわれて地方に人が残っていないという現実があるようです。

そのようにことで保育士の確保に非常に苦労している。それから本来の保育所を建てるという話でありますけれども、中央公民館を、解体をしましたのでにわかになんか話になってきておりますけれども、総合計画の中ではこの28年からスタートした後期計画の中では、いずれその部分が必要になるなあとこの程度のまだ記述でございます。明確にうたったものではありません。

で、今の大規模氾濫等を考えた時には垂直非難ができる保育所にならなければならないというようなことも新たに出て来るのかなあという気がしています。いわゆる平屋が外に出やすいわい

ということがありますけれども、この度の体育館は電気関係を2階のところにもってあがりますので、保育所あたりも2階建てのものをしなければならないということも必要になるかなあという気がしますけれども、ただ、総合計画でそこまで踏み込んでありませんので、実はあのきのう課長会をして10月の初旬にそれぞれの担当課で今課題はなになのかということ拾い出しをしました。拾い出しがまとまりましたので、それを議論を課長会でして、総合計画のやっぱり審議会にかけなければなりませんので、総合計画の方に相談しようということで保育所だけではありません。ほかのものもあります。宅地をどうするのかとかですね、村営住宅をどうするのかと、今ふれるところまできていませんけれども、村営住宅どうするのかというようなこと。保育所はどうするのかと、じゃあ資料館はあすこが動かせるのか、動かせんのかという所まで検討をしましたので、それを改めて練り直して総合計画の審議会にかけるということになると、そこで初めて保育所の建築ということが土俵に上がってくるということになります。今は、推測の範囲で動いておるということでもありますので、資料館が44年だったかいな。いつだったかいな。建築は、44年だったかいな。耐震補強の対象になる建物であります。資料館は、あれを動かすということになると耐震補強をせないけんということが始まったりしますので、それから保育所と児童館と子育て支援センター、これがそのバラバラでいいのか、いっしょがいいのではないかというような議論もありますので、そこはいわゆる総合計画の中で議論をしてもらって本当のものにしていく必要があるかなあということで、やっとスタートをしたところでもありますので、これをもってその建築が遅れるのではないかとということではなしに、まだそこまで保育所を建てるという議論は正式にはなされていないと思っていますので、これから議論をしていくかなあということで、財政的にはおっしゃるとおりに多少窮屈になりますので今すぐというわけにはいかないなあと、そういう事情が出たなあというふうに思っておりますので、それから委託と工事をどうするのかという話でありましたけれども、当然補助金が入ってますので、会計検査の対象ですので、しっかりしたことでやっていかないと会計検査を通り越せないということでもありますので、そういうことも前提にしながら年度内発注をしていきたいと、工事はやっぱり29年度の学校授業のない時にやるのかなあ、ということで今はそんな夏休みとかそんなところを使ってやらざるを得んかなあというところでおります。ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 18ページの日吉津の歌の委員会についてのご質問ですが、公募をするというところでこの委員会と、要望しているヴィレステ楽座の実行委員会とのかかわりはとい

うご質問だったと思いますが、制作委員の方は公募ですので、こちらの公募の中に実行委員会からなりたいとこういうことで参加をされるということもあろうかと思いますが、その要望とかそういう意図については、委員会を開く時には実行委員会からも参加をしていただいて、意向を聞きながらこういった意向だという部分も当初はお話をしていかなければならないのかなあとということで考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 電算委託料等の一般財源ということですのでけれども、ちょっと今、手持ち資料がありませんので後ほど提出させていただきます。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） ありがとうございます。工事のことからですが、これはまあ説明いただきましたので理解はしました。保育所もだんだん、児童館も含めてですけれども、保護者の方もいろいろこうね、心配されていますので、その点についてはなるべく早く検討に入っていて、進めていっていただきたいなということを思っています。

それと保育所費の保育士さん、看護師さんの採用の件についてですけれども、これは国会でもいろいろ討論がされていますが、やはり給与、報酬を上げていかないと何て言うでしょうね、応募というのはないのかなってことを思います。強く思います。これは全体の非常勤職員さんについていえることですので、その点をまあ先ほどの答弁の中、条例改正の中で来年4月を改正を検討をして行くということでしたので、それに合わせてでいいですがやっぱり検討していただいて、考えていただいて、少しでもこうアップをしていい人材を求めていくということをやりたいということを考えます。その点について、また答弁をよろしくお願いします。

それとですね、不動産鑑定については、いつかの議会でしたかいね、説明がありましたね、米子市との協議をしてやっていくということがございましたですね、それは理解いたしました。

それと予防費についてですが、概要書ということを行いましたけれども、やっぱりあの予算、補正っていう面についてはこのきちんとした概要書でなくてもいいですけれども、わかりやすい説明資料をつけていただくということを検討願えませんでしょうか。

あとは委託料のことについては、また報告をいただくということで了解はしました。その点よろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 人を確保していくということでは、三島議員がおっしゃる中でのことで人

を確保は本当に苦勞をしていますので、どれだけのことができるのかということで、例年予算時期にはそのことで検討をしておりますので、政府の言われる保育人材の月額4万円のアップというのは民間企業の話でありますので、一概に公務員に該当するものではないということも前提がありますけれども、村全体としての人材確保ということでは、配慮をしていくということで考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 概要書については、あの検討させていただきます。前回はそういう話はいただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

はい、井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。3点ほどちょっとお聞きしたいと思います。長く時間はかける気ではありませんので、ひとつ、まず歳出の予算の方ですが、18ページの上のあたりですね、先ほどから出ております工事請負費の関係です。1点がですね。もう1点が同じく歳出予算の関係で、総務費の一般管理費の電算業務委託料の関係です。最後の一つが、添付資料の25ページのカの定年退職及び勧奨退職にかかる退職手当の関係について、以上3点についてちょっとお聞きしたいと思います。

まず1点の管理棟の、防災拠点として整備予定だということで先ほどから村長からよくくわしく説明いただいて、決定になりそうな経緯等について本当にいろいろ補助金引いてきてもらったり、交付金導入に工夫してもらったりということでね、ずいぶん努力いただいたりということとで聞かせていただきました。まあできるだけ、やはりいいもんになればという感じはしとるわけですけども、あの先ほどから職員室が平場なので防災拠点としてええのかいという話が出ておりますけれども、これこの間で地域防災計画なんです、学校はですね、3種類に分かれておまして、日吉津小学校の校庭が緊急避難場所になってまして、それから日吉津小学校の校舎は避難所になっています。それから日吉津小学校の体育館、これも避難所になっています。いわゆる校舎、職員室ということが書いてありませんので、多分職員室も校舎じゃないかと思うんですけども、これはやはり地震、津波、風水害、一般災害このすべてに対応する避難所になっております。ですから多分これを元にお話しされた経緯があらうかと思います。で、なおかつ非常に急いでおられたという経緯がありますので、多分あまり詰まった状態での要求になっていないんじゃないかと思っておりますので、これはまだまだ詳細、これから設計ということですので、ですか

らまだまだ十分対応ができるように工夫ができるんじゃないかと、たとえば、ここに電話機1台って書いてありますよね。これだけ例にとってみても、多分防災拠点とするからにはホットラインが必ず必要ですよ、ですからこれなんかは、平場においてても水害の対応場所になつとるので、できるわけありませんので、たとえば平常は平場で活用するとしてもやはり蓄電器とかです、それからあるいは、いざという時には2階管理棟というんですかね、ようわかりませんが、でも2階でも持ってあがって、防災拠点とできるような設備設計をしていただければ、多分十分対応できるんじゃないかなという気がしますんで、その点がどうかと、今後可能だろうかちょっとお聞きして見たいと思います。

2点目の電算管理業務委託料なんですけれども、特定個人情報に関する安全管理基本方針作成業務というようなのも含まれているということなんですけれども、このいわゆるセキュリティについては今までありましたね、セキュリティが予算がついてそれでもってたとえ侵入してきても逃げられないよう、ものをもって逃げるようなことができんようなというセキュリティを、たしか予算ついたと思いますけれども、あれとやはり同程度のものを考えておられるのでしょうかということとをちょっとまず、お聞きしてみたいと思います。

それから3点目の退職金の関係ですが、これを見せていただくと非常に村がいいように感じ受けます。支給率が国と全部いっしょですよ。国と月分がまったく国と同等です。これはただ違ふんじゃないだろうかと気がわたします。多分最終給料ですかね、これ等に基づいてはじき出すので、多分給料表か給与表かわかりませんが、いわゆるラスパイレス出しますよね、そういうのについてはもちろんそのようなかたちで比較ができますけれども、これまったく月数がいっしょですので、いっしょかといったらずいぶん差があるんじゃないかと、地方の方が低いんじゃないだろうかとと思いますけれども、このあたりちょっと、もしその工程があればね、ちょっと教えていただいたらと思います。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 18ページの工事、職員室についてのご質問ですが、電話機等の電源を確保するというので、コピー機等の電源確保なんかもするんですが、先ほど来の水害のお話がありまして、日野川河川事務所の方が想定最大規模で想定したものを出しております。その被害想定図でいきますと、小学校付近は0.5メートルから3メートルという色分けになっていますが、それになつていると想定がしにくいので、河川工事事務所の方に標高でこの付近の想定水深を出していただきたいということをお願いをした標高水深、水位ですよ、それと管理棟の床面

との比較等をして、いわゆる千年に一度あるだろうと、48 時間二日間で五百数十ミリ降った場合に、日野川としては構造物としてもたないの、付近に水が溢れ出すというような話になるわけですが、そういった時の水位と想定したところよりも上にコンセント類は上げるということで計画をしていますし、空調整備等やるようにしていますけれども、そういった機器も管理棟にするものはあそこは平屋ですので、屋上に、屋根の上にはですね、室外機は乗せるということで水につからない工夫ということは考えています。

ただ、コピー機とかそういったものは想定の中にはいってしまいますけれども、そういった被害が発生するだろうということは当然かなりの雨量が降ってきているわけで警戒水位等も越したのになってきますから、それ以前に先ほど言われたように 2 階に一時避難をさせて水害が治まった後に下ろすとか、その後に復帰をさせる時にもそのコンセント類は、生きているという状況は確保しないといけないということでは考えております。

ホットラインについて、今現在その電話機以外のものはないのかという部分でのお話しですが、先般の中部地震の時にも電話が繋がらなかったという時間体がありました。この部分においては役場の防災無線の携帯無線、携帯型の無線を学校の方に 1 台渡して学校との連絡を密にしていますので、そういったもので、いわゆる電話類ですと回線がパンクするという可能性がありますので、防災無線等のそういった機器を使つてのホットラインということで想定を考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 一般管理の委託料の件ですけれども、セキュリティ強化ということで今までも進めてきております。で、このセキュリティの関係については、セキュリティポリシーとかそれから先ほどもあった基本方針ですね、それとか取扱い規定等定めておりますけれども、セキュリティについても今現在、県一本化ということで二重のセキュリティをかけるようにしておりますので、そういう実態に則したようにこの基本方針取扱い規定等を見直していかないといけないということと、取扱いマニュアルの策定、それから来年にはそのセキュリティポリシーのさらなる見直しをかけていきたいという具合に思っておりますので、その点についての委託料ということでご理解をいただきたいと思っております。

それから給与表については今回の人勧でもそうですけれども、国の給与表を使っておりますので月数も同じであるということで理解しております。ただ、この 35 年勤続とかその勤続は同じであっても、位がいろいろ違いますので、それによっては金額が違うということでご理解いただけ

ればという具合に思います。

○議長（橋井 満義君） はい、村長。

○村長（石 操君） 24年だったと思いますけれども、公務員の給与制度が大きく変わったといえますか、退職手当の支給率が約2割下がりました。その当時が49.59というのが最高の額だった時に現金ベースでいうと2,500万ぐらいだったのが2,100万、400万下がりましたのでそういう意味ではそれまでが良かったという言い方はあったかも知れませんが、この数字が今金額とすると今退職される方は2,000万ちょっとぐらいかなあとということで改正になってますので、そういう意味では大変かなあというところもありますので、補足ですが。

○議長（橋井 満義君） はい、井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） まず、あの学校の防災拠点化の関係ですが、先ほどお話し聞いていただいたわかりましたけれども、まだまだこれからの詳細設計は今後でしょうから、ぜひね、できる限り活用ができるように、ひとつ工夫していただければなあというふうに思います。これは返答はいいません。回答はいいませんので。

あの、セキュリティの関係ですけれども、なかなかですね、村長も先般質問させていただいた時のように十二分にね、やっぱりセキュリティ確認できんとなかなか独自事業というですか、こういうのも思いきれんということをおっしゃってまして、まさにそうかも知れんなど思いましたけれども、その後先月末だったでしょうか、防衛庁の防衛省といいますか、これにあれが入りましたよね、で、周辺の防衛大学とか防衛庁の病院ですか、こういうようなところを経由して入ったと、なおかつ、防衛庁の関連施設と大学の研究所とかがつながるとというようなことで、回線は分けとったけれども、やはりそこの切り替えをどうも最終的にどういうあれになったかわかりませんが、切り替えせずに分離してあったけれども、そこを切り替えをせずにやったんじゃないかというような内容で報道が出てましたけれども、やはり先ほどありましたようにセキュリティポリシーといいますかね、このあたりも本当に大事になって来るんじゃないかと思えます。今課長の方からお話いただきましたので、そのあたりも今後ますます重要になってくると思えますので、ひとつ決意のほどをちょっとお聞きして終わりにしたいと思いますけれども。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） あのまあ、セキュリティ強靱化につきましては、パソコンをインターネット系と県と国とつながる系とは完全に分けてということでやるようにしておりますけれども、その点操作ミスといいますか、そういうこともないように今後気をつけていきたいという

具合に思ってますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） どこまで報道されたかわかりませんが、ぼくの情報の範囲ではいわゆるその、他国がサイバー攻撃をかけるということがあって、まあ防衛省あたりはそのことだと思っておりますので、それはあのまた、われわれのセキュリティと違った観点での攻撃だというふうに思ってますので、やっぱりそこは国としてしっかりとあり方を考えていくべきだなあというふうに思ってます。まあ、うちの答弁ではありませんけれども、そういうことかなと、情報としてはそんな感じで受け止めております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員よろしいですか。

ほかありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 一点、忘れていました。すみません。あの、工事のところですが、これにあわせてですけれども、先般ちょっとテレビを見てましてこのごろ雷が落ちるのが多くなったというのがあって、避雷針の設定の法律が変わったということが説明されておりました。これにあわせて、うちの公共施設に対してそういう設定というのは大丈夫なのかなということを思ったんですが、今度ここされる時にそういうことはお考えにはならないのでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 基準が変われば当然変えていかんといけんということだと思っております。でないと、やっぱり中部地震の被害の状況を見ていると、55年の改正以前の建物が、非常に屋根がやられておったりしています。外観だけでもやられていますので、やっぱりそれは法律にきちんと則ったものに従って作っていくということだと思っております。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

[ほかになし]

○議長（橋井 満義君） ほかにないようですので質疑を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開を11時30分より行います。休憩に入ります。

午前11時16分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。休憩前にひきつづき議案質疑を行います。

日程第 7 議案第 48 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 7、議案第 48 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 8 議案第 49 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 8、議案第 49 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 9 議案第 50 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 9、議案第 50 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 10 議案第 51 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 10、議案第 51 号鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 11 議案第 52 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 11、議案第 52 号鳥取県町村消防災害補償組合の解散に関する協議についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 53 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 12、議案第 53 号鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 54 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 13、議案第 54 号町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に関する協議についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

なお、次回の本会議は 12 月 14 日水曜日午前 9 時より一般質問を行いますので、議場に参集下さい。

本日はこれをもって散会をいたします。

午前 11 時 34 分 散会
